

2010年10月20日  
ホテルメトロポリタンエドメント

# 国営関係部会第8回総会 議案書

## 次 第

- 開会挨拶 河田議長
- 座 長 石原全造幣委員長
- 報告・提案 第1号議案 2011年度活動方針案  
☆ 2010春季生活闘争のまとめ  
岩崎労働条件委員会委員長  
☆ 2010総合的労働条件改善要求の取組み等  
水田労働条件委員会事務局長  
☆ 行政改革の取組み経過及び2011年度の取組み方針案  
河田事務局長
- 第2号議案 2010年度会計決算報告・会計監査報告  
河田事務局長  
荒川会計監査委員
- 第3号議案 2011年度会計予算案  
河田事務局長
- 第4号議案 2011年度役員執行体制案  
宇田川企画調整委員
- 質 疑
- 報告・提案承認
- 閉 会

公務労協国営関係部会

## 国営関係部会2011年度活動方針

### <はじめに>

戦後、初めて選挙による本格的な政権交代を実現し発足した鳩山内閣は、米軍普天間飛行場移設問題及び政治と金の問題をめぐり、著しい支持率の低下をまねき、在任わずか266日と戦後6番目の短命に終わりました。

政権交代後初の国政選挙となる第22回参議院議員選挙は、7月11日投開票で実施され、民主党は改選54議席を下回る44議席にとどまり、国民新党を含めた与党の議席は過半数を割り込みました。これは、鳩山前総理の政権運営と、菅総理の消費税に係わる発言と説明不足が大きく影響したといえます。この参議院議員選挙の結果、衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」となりました。

菅総理は、早速、政策課題ごとに野党に協力を求め、合意形成を探るパーシャル連合をめざす考えを明らかにしましたが、事態は極めて深刻であり、政治情勢の混迷化と国政の停滞は避けられない状況にあります。

民主党を中心とする政権が、自民党政治に対する国民の不信と不満の単なる受け皿ではなく、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現し、国民から信頼される政権として機能するために、連合に結集し政権交代に大きく関わってきたわれわれの責任は極めて重いものがあると言えます。

2010年6月18日、政府は「新成長戦略」を閣議決定し、菅政権の掲げる「強い経済、財政、社会保障」の一体的実現について、「強い経済」の実現に向けた戦略を示しました。具体的には、経済社会が抱える課題の解決を、新たな需要（社会保障・福祉分野、環境分野が最大）や雇用創出（全体で480万人分～現金給付より現物・サービス給付を優先し、雇用が拡大する点を重視）につなげようとする政策となっています。

9月14日に行われた民主党代表選は、菅代表が再選され引き続き首相に就任することとなりました。

また、就任後の9月17日には新しい民主党役員人事、内閣改造も行われ、10月上旬から開催された臨時国会において、経済対策等の論戦が進められています。

こうした中で、公務労協は、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼

回復を図るとの基本的な立場から、①格差是正を中心としてすべての公共サービス労働者の生活改善を図ること、②良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、③公務員制度の抜本改革と公務における労使関係の改革を推進すること、④これらの取組みを通じて組織の強化・拡大を図ること、を柱に「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」、「行政改革、独立行政法人改革等に対する雇用・労働条件確保の取組み」、「地方分権改革、国の出先機関の見直し等に対する取組み」、「公務員制度改革、労働基本権確立の取組み」、「公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進」等の諸課題への対応を進めることとしています。

国営関係部会は、連合及び公務労協の方針に基づき、各種対策を進めるとともに、賃金・労働条件の改善に関わる統一的な闘いの展開、また、各構成組織が取組みを進めている独立行政法人や特別会計問題、郵政事業に係わる問題の解決に向けた労使交渉、対外的な対策等の強化を図りつつ、取組みを進めてきています。

今後においても、全体の流れ、取り巻く環境の厳しさなどもありますが、改めて国営関係部会として「4組合」が連携を図り、取組みを進めて行くこととします。

## I 2010春季生活闘争のまとめ

### 1. 2010新賃金の取組みと経過について

国営関係部会は、本年1月26日に開催された第12回代表者会議において、2010新賃金の取組み方向として、以下の内容を確認しました。

(1) 連合は、「日本経済・社会の枠組みをパラダイム転換するための取組み」という立場から、2010春季生活闘争に臨む基本的な考え方について、①内外需バランスのとれた経済の実現、②企業部門と家計部門の配分のアンバランスの是正、③雇用の安定・創出と処遇バランスを図っていくことを不可欠として、職場で働くすべての労働者を対象に処遇の維持・改善に取り組むこととしました。また、賃金水準を維持するとともに、必要な場合は格差是正に取り組み、さらに均等・均衡に向けた処遇改善と、最低賃金等の引き上げによって底上げを図り、こうした結果を社会全体に波及させるため、共闘連絡会議の機能強化を図ることとしました。

そして、景気回復、雇用の安定・創出、生活防衛を図るため、車の両輪として政策制度の取組みを位置づけ、総合生活改善のための取組みとしての闘争を強力に推進していくこと等、連合・産別が総力を上げて闘いを展開していくこととしました。

(2) 公務労協は、連合の取組みに結集し、働きがいのある人間的な労働を中心に、だれでも安心・安全と生きがいのもてる「良質な公共サービスの実現」に向け、

下記の取組みを行い、総務省・人事院交渉、国会対策等を進めてきました。

- ① 公務員給与に対するバッシングと「政治」の介入を排し、公務員給与の社会的合意を再構築する取組みを前進させること。
- ② 賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、公務員連絡会・国営関係部会の要求の考え方を総合的に勘案し、公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善、すなわち生活防衛に軸足を置いた要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること」とすること。
- ③ 非常勤職員に関わる要求については、時間給30円の引上げや雇用の安定的確保等とすること。  
また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する格差是正、底上げ、公契約条例などの取組みを全力で進めること。
- ④ 政府、人事院に対し、実際に雇用の安定につながるような非常勤職員の任用制度の2009年度内見直しの実現を求めて交渉・協議を強める。具体的には、日々雇用制度を廃止し、1年以内の任期を定めた非常勤任用制度(本人の希望に基づく再任用あり)を設けるよう取り組むこと。
- ⑤ 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充と雇用創出・多就労型ワークシェアリングやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題として位置づけ、年間総労働時間1800時間の実現などを求め、取組みを進めること。
- ⑥ 65歳までの段階的な定年延長を中心とする新たな高齢雇用施策の確立を2010年度の取組みの重要施策として位置づけ、春季生活闘争でその道筋を付けるための取組みを全力で進めること。
- ⑦ 公共サービス基本法をさらに進化させるための立法措置、ILO勧告をみたした労働基本権の確立、地域主権戦略会議への対応、独立行政法人及び政府関連公益法人の見直しについては、その要求の実現に向け取組みを進めること。

(3) 国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針及びこれまで確認してきている「統一要求を組織し、団体交渉による自主解決を基本とする」との考え方に基づき、以下の内容の取組みを展開していくこととしました。

- ① 国営関係等労働者の実質生活を維持・確保し、改善する賃金引き上げを行うこと。  
なお、それぞれの組合において取組みを進めてきている格差問題等についても引き続き取り組むこと。
- ② 非常勤職員の雇用の確保とその処遇改善を図ること。
- ③ 時間外割増率を引き上げること。
- ④ 年間総労働時間1800時間の実現、各種休暇の拡大などの取組みを進めること。
- ⑤ 65歳までの段階的な定年延長を中心とする、新たな高齢雇用施策の確立の取組みを進めること。

以上を基本に、国営関係部会の総合的労働条件改善の取組みを展開することとしました。

また、国営関係部会における闘いをより強化・発展させるため、2月16日には「2010春季生活闘争対話集会」を開催しました。

#### (4) 国営関係部会としての統一要求等の考え方について

##### ① 基本賃金について

「賃金を維持し、改善すること」とする。なお、各組合において取組みを進めてきている格差問題等についても要求する。

なお、臨時職員については時給「30円」以上の引き上げとする

##### ② 闘い方について

i. 団体交渉による自主解決を基本とする。

ii. 2010春季生活闘争における闘いは、去年の人事院勧告（-0.22%削減）との係わりもあり、厳しい状況が想定されることから、各組合ともそれぞれの実情を踏まえた交渉を展開する。

iii. 2010年民間賃金動向……これまでの中央労働委員会において確認されている新官民比較手法に基づく民間賃金準拠（水準と上げ幅）と、各々の事業のあり方と公共性などを加味した公益産業における賃金のあり方などとの関係を考慮する。（NTT、電力、たばこ、郵政関係、JR関係、私鉄等）

#### (5) 闘いの展開について

① JP労組は、2月23日に要求書を提出し、3月末決着に向け闘う。

② 林野労組は、3月3日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。

③ 全印刷は、3月2日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。

④ 全造幣は、3月29日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。

(6) そうした中で、JP労組については、3月18日に、定期昇給の確保、一時金の改善、時間外割増率の改善、要員補充等の整理を図りました。

(7) 全印刷、全造幣は、5月11日「2010年4月1日以降の賃金引上げ・賃金水準の改善」に関する調停申請を行いました。

① 申請にあたり、両組合は、各々3月に要求書を提出し、本年の賃金交渉にあたって、民間賃金準拠の原則による解決を基本に、さらに昨年・一昨年の中央

労働委員会における調停において、「自主的な交渉による決着が図られるよう、関係労使の努力」が強く求められたことを踏まえ、努力を重ねてきました。また、本年度の民間企業における賃金引き上げ状況は、厳しい経営環境の中にあっても、全体として定期昇給分は確保され、その水準は維持されている状況にありました。

しかしながら、両当局はこの間における職員の努力に報いるための賃金改善の必要性の認識は示しつつも、具体的回答をするには至らず、両組合は、中央労働委員会に賃金紛争の早期解決を求め、調停申請に至りました。

調停作業にあたり、独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人造幣局に働く労働者の賃金水準の改善については、民間賃金準拠の原則により解決が図られてきたこと、こうした歴史的経緯を踏まえた調停作業が進められるよう求めました。

- ② 調停委員会は、こうした労使の主張を十分検討するとともに、独立行政法人通則法に規定されている職員の給与の支給の基準を定める際に考慮すべきこととされている事項に関して、総合的に勘案し、5月18日に、今年度の賃金引き上げについて、「両独立行政法人職員の基準内賃金について、平成22年4月1日現在の水準を維持すること」との調停案を提示しました。

この調停案に対し、国営関係部会及び全印刷・全造幣は、「委員長・書記長会議」を開催し、今年度における民間賃金動向や国営関係部会におけるこれまでの賃金決定の経過など、今日段階における取り巻く状況などを総合的に判断し、調停案を受諾することとしました。

- ③ 調停受託後両組合は、労使交渉において、現行協約による実施について確認を行いました。

- (8) 林野労組については、定期昇給確保に向けて自主交渉を展開したものの、財政局の強い関与もありましたが、JP労組、全印刷及び全造幣と同様、7月2日に現行協約により妥結を図りました。

## 2. 各組合の交渉の経過について

国営関係4組合の2010春季生活闘争は、各組合との連携・支援を強化し、自主交渉・自主決着に向け「統一的な闘い」を進めることとし、「国営関係労働者の賃金を維持し改善すること」とする賃金要求の考え方について確認し、自主交渉・自主決着による解決をめざし闘いを進めてきました。

### = 構成組織からの報告 =

#### 〈JP労組〉

JP労組は、2月23日に要求書を提出後、グループ5社(郵便事業会社、郵便局会

社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命)と数次にわたる交渉を展開してきました。

先行き不透明な経済情勢の中、厳しい経営状況を理由に、各社とも交渉当初からゼロ回答に終始、とりわけ年間一時金の大幅減を示唆する見解を示すなどしたため、交渉は難航を極めるものとなりました。この厳しい状況を打開するため、断続的に準トップ交渉を積み上げ、最終的に連合の集中回答ゾーンにあたる3月18日、委員長・社長とのトップ交渉により、一定の前進回答を引き出すことができたことから、妥結整理をしました。

年間一時金は、「4.3月+ $\alpha$ 」(夏期2.15月、年末2.15月+ $\alpha$ )で整理したほか、住居手当は、現行5,200円(新築5年間支給)を一定の要件に該当した場合に1,000円を上積み6,200円とする回答を引き出しました。

また、月給制契約社員の基本給を、昨年を引き続きベア2,000円を獲得することができました。

さらに契約社員のモチベーションアップに向け求めてきた正社員登用数の拡大についても、組合要求を応え、昨年実績を上回る回答を引き出すことができました。

### 〈全印刷〉

2010春季生活闘争は、連合・公務労協及び国営関係部会の方針を踏まえ、実質生活の維持・改善を要求の骨格として、3月2日に「2010年4月1日以降の賃金水準の維持・改善に関する要求書」を当局に対し提出して以降、自主交渉・自主決着を基本に労使交渉を進めてきました。

特に、交渉のヤマ場として、4月8日には中央総行動を配置し、要求の早期実現に向け当局に回答を求めてきましたが、民間主要組合の妥結状況が一部公表されているが、未だ中小企業等の妥結状況等が把握できていないとし回答を示さず、その後においても、民間賃金動向が把握できていないとして回答を示さないことから、交渉を継続しても問題の解決は図れないと判断し、団体交渉を打ち切り、5月11日に中央労働委員会へ調停申請を行いました。

中央労働委員会においては、5月14日の事情聴取を経て、5月18日に「現行賃金水準維持」との調停案が示され、労使双方が調停案を受諾したことにより、昨年、一昨年に引き続き調停段階での決着となりました。

### 〈全造幣〉

全造幣の2010新賃金闘争は、3月29日に「2010年度の総合的労働条件の改善に関する要求書」を当局に提出し、そのなかで「造幣労働者の実質生活を維持・確保し、改善すること」とし、自主交渉・自主決着をめざして交渉を進めてきました。しかし、当局は、「具体的回答ができる状況にない」との考え方に終始するばかりか、「昨年の給与法適用の国家公務員の給与が引き下げられた状況も考慮する必要がある」などのマイナス面を強調しました。このため、組合は、決着が遅れば遅れるほど状況がさらに厳しくなることから、自主交渉を打ち切り、5月11日に中央労働委員会へ調停

申請しました。

中央労働委員会での調停作業の事情聴取で、組合は「民間賃上げ動向が造幣局の定期昇給率を上回っていることや、組合員が人員削減や事務・事業の効率化に協力している努力に報いるべき」などの基本主張を行いました。その後、5月18日に調停作業のヤマ場を迎え、調停委員長より、「独立行政法人造幣局職員の基準内賃金について、平成22年4月1日現在の水準を維持すること」との調停案が示され、組合は、「受諾する」との意思表示を行うとともに、翌日19日に「受諾書」を提出し、昨年に引き続き調停で決着しました。今年度の新賃金は、定期昇給の実施のみにとどまり、組合員の苦しい生活実態を改善するまでには至らず、不満足な内容と言えますが、昨年の給与法適用の国家公務員の給与引き下げや、造幣をとりまく厳しい状況などからすれば、一定の評価ができます。しかし、自主交渉で決着できなかったことについては、課題が残る結果と言えます。

#### 〈林野労組〉

林野労組は、3月3日、「国有林労働者の賃金を維持し改善すること」とした要求書を提出し、早期自主決着を求め交渉を進めてきましたが、民間賃金の動向等から有額回答を引き出すことは難しい状況にあり、定期昇給での決着も視野に入れ交渉を進め、7月2日林野庁より「当面現行協約に基づき対処していく」との回答が示され、妥結しました。

1. 平成22年度の国有林野事業職員の賃金については、当面、現行協約に基づき対処していくこととする。
2. 国有林野事業職員の賃金等については、今後とも、給与法適用職員や民間事業の従業員の給与等を考慮して定めなければならないとの給与特例法の趣旨を踏まえ、特労法に基づき労使間で適切に協議していくこととしたい。

### 3. 国営関係部会の2010春季生活闘争のまとめ

- (1) 3月18日にJ P 労組が年間一時金を含め定期昇給確保で自主決着を図ったことを踏まえ、国営関係部会企画調整会議において、全印刷、全造幣、林野労組は、自主決着における「定期昇給確保」に向けて闘いを進めました。
- (2) そうした中で、全印刷、全造幣は、中央労働委員会における調停作業の結果、定期昇給確保が図られ、林野労組についても財政当局の厳しい状況が続きましたが、定期昇給確保で自主決着を図りました。
- (3) こうした、国営関係部会の2010春季生活闘争の闘いは、組合員の生活実態の改善に向けた要求からすれば不満の残るものではありませんが、厳しい経済状況が続く中、J P 労組、林野労組、全印刷、全造幣において、「定期昇給確保」がなされたことは、「統一的闘い」の成果であり、今後ともこうした闘いの教訓を生かしながら闘いを進めていくこととします。

## 4. 総合的労働条件改善要求の取組み

2010春季生活闘争・総合的労働条件改善の統一要求は、各組合の独自要求も含め、3月末までに要求書を提出し、自主交渉を強化してきた。

要求に対する各当局の回答は、これまでの各企業における労使交渉経過や予算上の関係などから、春の時点ではほとんどの課題について継続扱いとせざるを得ませんでした。

重点課題として取組みを進めてきた労基法改正を踏まえた時間外割増率の改善については、60時間以上について100分の150の労基法基準をクリアしたものの、割増率全体の引き上げについては継続となっています。

なお、今後の総合的労働条件改善要求については、国営関係部会として統一的に取組みを進めてきた経過も考慮し、引き続き対策を進めていくこととします。

## 5. 2010人事院勧告について

人事院は、月例給を757円、0.19%引き下げるとともに、一時金も0.2月引き下げることを中心とする本年の給与勧告・報告を行いました。

給与勧告のポイントは、①民間給与とのマイナス較差(△0.19%)を解消するため、55歳を超える職員(行政職(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く)について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額(△1.5%)、中高年齢層について俸給表を引下げ改定(△0.1%)、その際中高年齢層(40歳代以上)が受ける俸給月額に限定して引下げ、②期末・勤勉手当について、民間の支給割合に見合うよう引き下げ(△0.2月)等となっています。

公務員連絡会は、月例給の引下げに加えて、一時金をも大幅に引き下げるものとなったことについては、民間実勢や公務の事情を反映したものとはいえ、公務員の生活に大きな影響を与えるものであり、極めて不満な勧告だと言わざるを得ない。一方、50歳台後半層の職員給与を一律に1.5%引き下げる措置については、一貫して反対し、その撤回を求めて取り組んできた。職務給や能力・実績主義という公務員給与の基本原則に反するものであり、このような措置は到底認められない。手続き的にも極めて拙速であり、十分納得を得る努力を放棄し、勧告を強行した人事院に対して強く抗議するとしています。

今後、衆参ねじれ国会という極めて不安定な政治情勢の下で、給与を始めとした公務員を巡る課題が取り扱われることになり、予断を許さない情勢が継続することになりきす。公務員連絡会としては、政府に対し、50歳台後半層の給与引下げ措置を実施しないことを含め、勧告等の取扱いに当たって十分交渉・協議し、合意することを求めていく、との声明を発し、山積している公務員の雇用や労働条件を左右する重要な課題に対して、積極的な取組みを推進するとしています。

そのためにも、労使交渉と協約で勤務条件を決定することを中心とした自律的労使

関係の構築が必要であり、連合・公務労協に結集し、労働基本権の確立による労使関係制度の抜本的改革など、公務員制度改革の実現をめざして全力で闘いを進めていくとしています。

## 6. 一時金について

2009年度の一時金については、一般公務員の動向として0.35月の引き下げがされる中で、下表の通り、郵政は年間4.40月+5,000円、林野は、前年度マイナス0.35月の年間4.15月で、印刷は前年度比マイナス0.45月の年間4.15月、造幣は前年度比マイナス0.45月の年間4.15月となっています。

2010年度の夏期一時金については、J P 労組が、年間一括で4.30月+ $\alpha$ （夏2.15月）で妥結、林野労組は2.125月を要求し、1.925月で妥結、全印刷は年間要求を4.80月とし、そのうち夏期は、1.95月で妥結、全造幣は年間要求を4.50月とし、そのうち夏期は、1.95月で妥結しました。

### 〈1〉2009年度年間一時金

	一時金年間計	内 訳
郵政	4.40月+5,000円	夏期2.15月+5,000円 年未2.25月
林野	4.15月	夏期1.925月 年未1.90月 年度末0.325月
印刷	4.15月	夏期1.95月 年未2.20月
造幣	4.15月	夏期1.95月 年未2.20月

### 〈2〉2010年度夏期一時金要求

	要 求	内 訳
J P 労組	年間 4.50月	妥結 年間4.30月+ $\alpha$ 夏期2.15月
林野労組	夏期 2.125月	妥結 1.925月
全印刷	年間 4.80月	妥結 夏期1.95月
全造幣	年間 4.50月	妥結 夏期1.95月

## 7. 新たな高齢雇用施策の確立への対応

(1) 2009年8月11日に行われた人事院の「職員の給与等に関する報告」において、「公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、2013年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長すること」を基本的考え方とし、2011年中に法制整備を図るため、2010年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、検討を進めることが明らかとなりました。

(2) 公務労協は、引き続き「新たな高齢雇用施策検討委員会」を中心として、雇用

と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向の実現に向けた対策を進めてきました。

具体的には、人事院が提示したイメージ及び再提案に対する公務労協としての意見集約及び定年延長に関する諸課題の整理等を実施し、人事院との交渉・協議は公務員連絡会において対応することとしました。

(3) 春季生活闘争期においては、人事院総裁から「平成25年度から段階的に65歳まで定年を延長することが適当であり、本年中を目途に、そのための意見の申し出を行う」、また、総務大臣からは「定年延長については、関係機関と連携を図りながら、職員団体の意見を踏まえつつ、政府全体として取り組み、人事院から「意見の申出」が行われた場合には誠意を持って対応していく」、との見解を引き出しました。

(4) また、人事院勧告期においては、「65歳までの段階的な定年延長についての年内の意見の申出の実現に向け、本年の報告で十分な交渉・協議と合意に基づく制度骨格を提示すること」を重点課題とし、人事院との交渉・協議を強化しました。

そして、これらの取組み等の結果、2010年8月10日に行われた「職員の給与等に関する報告」において、人事院は「国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当。制度見直しの骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行う」ことが示されました。

(5) 公務労協はこうした経過を踏まえ、公務員連絡会における人事院との非公式交渉を見極めつつ、今後の対策について検討を進めていくこととしています。

## Ⅱ 行政改革等の取組み経過について

### 1. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

(1) 公共サービス基本法の成立を踏まえ、新たな活動段階に移行することとなった「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」については、法律の執行責任を負う政府等の対応等を求め、集会等を行ってきました。

(2) 国民生活の安定・安心を支える良質な公共サービスを確立する「公共」の再構築を目標とするこの取組みは、公務労協の存在意義を組織内外に示すものであるとともに、恒常的そして永続的な対応が求められるものであり、引き続き国営関係部会の事業のあり方等とも連動させ取組みを進めています。

### 2. 行政改革、独立行政法人改革等に対する雇用・労働条件確保の取組み

(1) 民主党がマニフェスト2009で掲げた「現在の政策・支出を全て見直す」、「特別会計、独立行政法人、公益法人をゼロベースで見直す」ことを任務とする「行政刷新会議」が発足しました。

これに対し、公務労協は、自民党を中心とする政権における総人件費削減、行政改革・独立行政法人改革等への対応・対策を講じるため設置した「行革・雇用問題対策連絡会議」を改組・改編し、「行政刷新会議対策委員会」を設置し、行政刷新会議における課題全般についての対策を講じてきました。

具体的には、「2010年度予算に係る事業仕分けを含む歳出見直し」に対しては、各構成組織において、①関係府省との間における事務レベルの協議等に配慮したうえで、事業の必要性及び緊急性等を特定し、関係府省政務三役への要請等を実施する、②組織内及び関係議員への要請を行い、当該議員から事業仕分けチーム議員に対する働きかけを行う、等の対策を進めてきました。

(2) 国営関係部会は、公務労協の「刷新会議対策委員会」における統一対策を踏まえつつ、各組合の要求に基づき対策を進めてきました。

① 全印刷・全造幣に係わる対策として、行政改革刷新委員、民主党・社民党との意見交換等を進めるとともに、仕分け作業に係わり事前の労使交渉等を積み重ねる等の対策が進められました。

② 特別会計問題については、政府全体の検討が本年秋以降であるため、林野労組において、政府、民主党、社民党等への対策が進められました。

(3) 郵政改革関連法案は、174 通常国会に提出され、5月31日には衆議院で可決されたものの、参議院では審議未了となり廃案となりました。

### 3. 地方分権改革、国の出先機関の見直し等に対する取組み

鳩山内閣は、地域主権改革を「一丁目一番地」と位置づけ、「地域主権戦略会議」を設置して検討を進めるとともに、昨年12月15日には、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制を柱とする「地方分権改革推進計画」を閣議決定しました。

この秋以降、個別の出先機関をどうするか検討を進め、個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針やスケジュール、組織のあり方等についての「アクションプラン（仮称）」を年内を目途に策定するとしています。

国営関係部会は、公務労協の「分権対策委員会」の中で、林野事業に係わる問題を中心に対策を進めてきています。

### 4. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

(1) 昨年総選挙における政権交替により、団結権及び争議権を含む労働基本権の回復と民主的公務員制度改革の実現に係る千載一遇の政治的環境が整うこととなりました。

- (2) 公務労協は、1月20日に「第47回対策本部会議」を開催し、労働基本権（使用者機関のあり方、団結権と団体交渉・協約締結権及び争議権等の具体的な方向性、回復の実施時期）について、①公務員制度改革に係る「工程表」（2009年2月3日国家公務員制度改革推進本部決定）を撤回または見直し政府決定すること、②国家公務員法等の一部を改正する法律案の附則において規定することを通常国会期の最低到達目標とすること、③ILOに対する政府からの情報提供において、これまでの累次の勧告に基づき、団結権と団体交渉・協約締結権及び争議権等の具体的な方向性、回復の実施時期等を明確化させること、④国家公務員法等の一部を改正する法律案については、2009年7月21日の衆議院解散により廃案となった法律案における問題点の削除・修正すること、等を求めてきました。
- (3) 2月19日に閣議決定された国家公務員法等の一部を改正する法律案については、衆議院内閣委員会において審議され、賛成多数で可決しました。
- 参議院における審議は、採決の機会が熟していたにもかかわらず、鳩山総理の辞任と菅内閣の発足により審議が中断し、そのまま会期末を迎え、法律案は廃案となりました。
- (4) 労使関係制度検討委員会（座長：今野浩一郎学習院大学教授）は、12月15日、「自律的労使関係制度の措置に向けて」と題する報告を取りまとめました。
- 報告は、第三者機関による勧告制度に代えて、非現業公務員に新たに労働協約締結権を付与するため、「選択肢の組合せのモデルケース」として、①労使合意を直接的に反映することをより重視する観点と民間の労働法制により近い制度とするモデルケースⅠ、②現行公務員制度の基本原則を前提としつつ、労使合意を尊重するモデルケースⅡ、③労使合意に基づきつつ国会の関与をより重視する観点と公務員の特殊性をより重視するモデルケースⅢ、という3つのモデルケースを併記し、「委員会としていずれか一つの案を推奨するものではない」「三つに絞ったものではなく、幅をもたせて考えることが適当である」とし、具体的制度設計については政府の判断に委ねることとされました。
- 報告に対し公務労協は、①報告が3つのモデルケースを併記するにとどめたことに加え、責任ある中央人事行政組織の具体的なあり方に踏み込まず、団結権や争議権の検討を行わなかったことは問題である、②報告は、政府の審議会として初めて協約締結権付与を前提とした自律的労使関係の具体的制度設計を提示した報告として確認できる、③委員会ワーキンググループ委員の積極的な議論や労働側委員の奮闘により、明確に団体交渉、労働協約による賃金・労働条件決定制度を構築する考え方も盛り込まれており、公務における労使関係の抜本的改革を実現するための足がかりとなり得るものである等とし、引き続き「労働基本権確立・公務員制度改革対策本部」において対策を進めていくこととしました。
- (5) 国営関係部会は、公務員労働基本の確立と労働基本権確立後の公務労協として新たな対策の確立に向けて、とりわけ、特別会計及び特定独立行政法人における今後の交渉のあり方との係わりも含め、その対策・議論を進めてきました。

### Ⅲ 2011年度の取組み課題

#### 1. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの取組み

公共サービス基本法の制定を踏まえ、2010年春季生活闘争より新たな活動段階に移行した「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」は、「公共の再構築」を目標とする取組みとして、公務労協の存在意義を組織内外に示すものであるとともに、恒常的そして永続的な対応が求められるものであります。

これまでの取組みの到達点を踏まえ、とくに公共サービス基本法の趣旨を具体的に活かし実践する主体的な対応を通じて、公務公共サービスに従事する労働組合の社会的責任と役割、そして信頼回復を図る戦略的活動としての取組みを、公務労協において進めます。

#### 2. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

向こう1年間を取組みの最重点期間に設定し、民主党を中心とする政権のもと、ILO勧告をみたした労働基本権の確立と、民主的公務員制度改革の実現をめざした正念場の取組みを進めます。

なお、今後の交渉のあり方等についての議論は、今後の国営関係部会における対応とも係わる問題であり、その内容、状況を踏まえた取組みを進めます。

#### 3. 地域主権改革、国の出先機関の見直し等に対する取組み

国の出先機関については、総人件費削減の手段としての改革を排除し、政府の責任に基づく当該職員の雇用と労働条件の確保を前提に、引き続き、「地方分権改革対策委員会」を中心として、当面、「アクションプラン」への対応・対策を進めます。

なお、国営関係部会に係わる国有林野事業の取り扱いについては、当該組合の意向が反映されるよう取り組みます。

#### 4. 行政改革、独立行政法人及び政府関係公益法人改革等に対する雇用・労働条件確保の取組み

(1) 雇用と労働条件に影響を与える政策・予算・制度の具体化、また見直し等は、すべて労使交渉事項であるという立場から、行政刷新会議等をはじめとする行政改革、独立行政法人及び政府関係公益法人改革等への対応を、連合との連携のもとで進めます。

独立行政法人及び政府関係公益法人の見直しに対しては、引き続き、「行政刷

新会議対策委員会」を中心として、①見直しに係る基本的理念の追求、②個別法人見直しへの対応、③雇用確保策の制度化を課題とした取組みを強化します。

(2) 全印刷・全造幣に係わる問題については、当該組合の基本要求の実現に向けて取り組めます。

#### 全印刷・全造幣の基本要求

- i. 組織形態は国の特別な機関又は実施庁。
- ii. 現行事業の一体承継で国の機関に移行。
- iii. 独立した事業会計制度。

## 5. 特別会計の見直し等に対する取組み

(1) 特別会計の見直しについては、歳出の9割超が義務的な支出に充てられていることを踏まえ、個々の事務・事業、資金等について、国民生活の安心・安全の確保を前提として、「廃止ありき」の検討を排除するとともに、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府における統一的な体制確立等の国の雇用責任の明確化と、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置するよう取組みを進めます。

(2) 国有林野事業については、その使命と役割が発揮されるとともに、一般会計化に向け対策を進めます。

## 6. 郵政関連法案等に係わる取組み

先の通常国会で廃案となった郵政改革関連法案については、次期臨時国会における成立をめざし取り組めます。

なお、国営関係部会は、J P 労組と十分連携を図り、取組みを進めます。

## 7. 2011春季生活闘争の取組み

(1) 連合は、今後もグローバル化が進む中で外的要因による景気変動や、非正規労働者の急増、少子・高齢化社会などの環境の中で、労働条件闘争と政策・制度要求の取組みを一体とした勤労者生活全体に責任を持った取組みを一層推進することとしています。

(2) 賃金引き上げでは、非正規労働者を含めた処遇のあり方や時間外労働の削減、生活時間の確保など、その対策の検討を進めなければなりません。また、闘い方として、中堅・中小の取組み、地場共闘のあり方等、中期的視点にたった春季生活闘争の改革に向け検討を進めています。

なお、具体的な要求などについては、11月開催の春闘討論集会以降、対策の検討を進めていくこととしています。

(3) 国営関係部会は、連合の基本方針の検討・決定等を見定め、公務労協における基本方針を踏まえつつ、「国営関係労働者の生活を維持・改善する」ことをめざすこととし、具体的には来春の代表者会議において、国営関係部会の方針を提案することとします。

なお、今後ともこれまでの歴史的な取組みの経過も踏まえ、統一要求を組織し、団体交渉による解決を基本とします。

また、総合的労働条件改善要求についても統一对応を基本に検討を進めます。

(4) 公務労協として対策を進めてきている新たな高齢雇用施策の確立等については、これまで同様、労働条件委員会における議論も積み重ねつつ、対策を進めます。

(5) 今年度の人事院勧告に関わる対応については、「基本賃金については既に決着」していることを前提に取組みを進めます。

なお、具体的な対策については、2011春季生活闘争における闘いを展望しつつ、秋の段階から各種対策の検討を進め、意思統一を図ることとします。

## 8. 各組合の重要課題について

### <林野事業>

日本の森林・林業・木材関連産業の現状は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策に係わる森林整備を確実に推進する必要があること、また、国産材利用に係わり木材自給率が20%台となっている中で、利用促進に基づく振興が求められているなど課題が山積しています。

地球温暖化防止対策に向けては、平成19年度から6年間で毎年55万 ha、計330万 haの森林整備を行う必要があるとしていますが、予算措置などの問題を含んでいます。

また、森林整備を推進するためには、林業労働者及び林業事業体の育成・確保が重要となっています。

昨年12月には、緊急雇用対策に森林・林業再生の推進がもられ、森林・林業を基軸とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献等を理念に、10年後の木材自給率50%以上等とする「森林・林業再生プラン」が作成され、6月には、森林・林業に関する施策、制度、体制について抜本的見直しを行い、新たな森林・林業政策を構築することが必要との中間まとめが行われました。11月には最終とりまとめがされることから、労働組合としても積極的な意見反映に取り組みます。

国有林野事業については、「行革推進法に基づく国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化への検討」、「緑資源機構の廃止に係る1年前倒しの閣議決定」の見直しを求めてきました。民主党を中心とする政権の方針の下で「1年前倒しの閣議決定」の見直し、「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)」の純減目標数から「平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数を除く」との閣議決定がされましたが、特別会計の事業仕分けや国の出先機関

の見直しなどへの対策が必要になっています。

また、「森林・林業再生プラン」においても「組織・事業の全てを一般会計へ移行を検討」となっており、最終とりまとめに向けた対策を行うとともに、一般会計化に向けた具体的な検討が進められることから、政府の政策決定などに対する取組みを進めています。

### <印刷事業>

印刷局事業を国の組織・事業として実施させる取組みとして「印刷局事業を国の組織・事業として実施する特別対策本部会議」において意思統一を図り、「顧問議員団会議」や「通貨懇」との連携を図り、引き続き3原則（国の機関・事業の一体承継・独立し事業会計制度）を基本とした政府方針の早期策定のための取組みを強化していきます。

そして、質の高い印刷局事業と安定した事業基盤を確立するために、世代に偏りのない技術と人材の確保・育成のために、人への投資（若手人材の確保と育成）を求める取組みを強化するとともに働きがいとやりがいの持てる仕事と職場を確立し、賃金をはじめとする労働条件全般における具体的改善を求めていきます。

印刷局における定年延長の実施に向けて、雇用と年金の接続を基本とする全印刷の基本スタンスとして「65歳定年制の実現に関する基本事項」を決定し、65歳まで安心して働き続けることのできる職場環境の整備とライフステージ全般において仕事と生活の調和を可能とするワーク・ライフ・バランスの実現を求めて本格的交渉を開始していきます。

また、「労働を中心とした福祉型社会」の構築に向けて、連合の提起する内需主導型の経済システムおよび公正と連帯を重んじる福祉社会の実現のための取組みや公務労協の「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」に積極的に参加していきます。

### <造幣事業>

全造幣は、昨年12月25日の「独立行政法人の抜本的な見直し」についての閣議決定を踏まえ、「通貨事業等を国の組織・事業として実施する」ための運動を展開してきました。また、民主党を中心にした様々な対策や財務省協議の場で組合の考え方を主張してきました。

今秋以降、独立行政法人の見直し作業が本格化することから、政府や行政刷新会議などの動向を注視し、「全印刷・全造幣労働組合協議会」での統一した活動として、連合をはじめとする上部団体や友誼組合、民主党内の「通貨懇」との連携を図りながら、「国の組織・造幣4事業の一体承継として実施する」ため、財務省協議をはじめ、さらなる取組みを強化し運動を展開していくこととします。

また、造幣事業においては、第2期中期計画の3年目にあたり、事業運営がなされていますが、人員削減、業務の効率化、事務・事業の見直しなども併せて行われてい

ます。このため、組合員にこれまで以上に負担がかかるとともに職場環境の悪化も招いています。したがって、今後も組合員の負担軽減や職場環境の改善を当局に求めていくとともに、組合員の雇用と身分、労働条件の確保に全力を挙げていくとともに、造幣局の現行体制の維持を基本に、高度な技術・技能の継承のための人材確保や造幣事業の安定・発展に向けて取組みを強化していくこととします。

### <郵政事業>

郵政事業は、政治に翻弄され続けた結果、この10年間で3回もの経営形態の変更がなされました。そのような状況のなかで政権交代の実現により、改めて郵政改革が政府によって進められてきました。J P 労組は、職場実態とお客さまの声を集約し、政府に対して「意見書」を提出し、雇用と労働条件を守る観点はもとより、郵政事業の利便性や公益性の確保、また社会的企業としての使命が果たせるよう経営基盤の安定化・盤石化に向け政治対応に全力を挙げてきました。

政府は、金融サービスもユニバーサルサービスとして国の責務に位置づけ、新日本郵政株式会社が実施すること、お客さまの利便性や三事業の一体性を確保するため、5社体制から3社体制に再編すること、会社の自主性の尊重と経営の安定性をはかるため業務規制を従来の「認可制」から「届出制」へと緩和することなどを中心とした「郵政改革関連法案」を閣議決定し、さきの通常国会へ提出しました。しかし、衆議院においては、5月31日に可決しましたが、その後、参議院審議を目前にして鳩山内閣から菅内閣への交代など政治日程の大幅な変更により、結果として「郵政改革関連法案」は廃案となりました。

J P 労組は、今臨時国会における法案審議を視野に、国民のための郵政改革の実現と郵政グループの経営基盤の安定・強化に向け、さらには経営形態の「最後の見直し」となるよう、「郵政改革関連法案」の早期成立および関連政令事項等の早期改正をめざし、全力で取り組んでいくこととします。

## 9. 国営関係部会の運営等について

- (1) 公務労協は、今後の組織のあり方に関する報告(第6回総会承認)が指摘した措置について、未達成及び継続となった課題等及び第6回総会以降の検討において結論が得られた事項の実現に向け、①公務労協構成組織以外の公共サービス関係組合との交流・連携、②活動範囲の深化を図るとともに、独立行政法人に係る該当構成組織間の連携・交流等、③未結成の18都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、すべての都道府県における地方組織の結成、④「協議会から連合会への移行」について、今後の労働基本権の回復等に係る法制度措置への対応と具体化の動向や推移を踏まえ、協約締結権のもとでの交渉体制の整備の必要と、交渉機能・力量の強化という観点等から、移行に係る課題の整理等の検討を行うこととしています。

(2) 国営関係部会の運営については、公務労協における議論の状況を踏まえつつ検討を進めて行くこととします。

なお、今年度の運営については、これまでの議論経過を踏まえ、「国営関係部会運営要綱」に基づき進めます。

(3) 各種取組みを進めるにあたり、情報交換・意思統一の場として、代表者会議、委員長会議、書記長会議、企画調整会議等を計画的に開催します。